

# カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センターたより

春号  
21年5月  
No.59

カトリック大阪教会管区部落差別人権活動センター事務局

〒604-8006 京都市中京区河原町三条上ル

発行人／奥村 豊

TEL 075-366-6609 FAX 075-366-6679

E-mail: [bukatu@kyoto.catholic.jp](mailto:bukatu@kyoto.catholic.jp)

Home Page <http://www.kyoto.catholic.jp/bukatu/>

## 「核兵器禁止条約」発効と「差別」

白浜 満（カトリック広島教区司教）

昨年の8月6日、被爆75年という節目の時の原爆式典は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、その規模を大幅に縮小せざるを得ませんでした。軍縮の動きが停滞し、むしろ悪化している状況の中で、被爆から75年になる2020年10月24日に「核兵器禁止条約」批准国・地域が50に達し、今年1月22日に正式な国際法として発効したことは、一条の光となった出来事でした。

この75年という歳月の間に、多くの被爆者が亡くなられ、ご存命の方々も高齢となり、いくつかの被爆者団体も解散を余儀なくされましたが、同条約の発効は、原爆の後遺症や差別に苦しみ続けながら、絶対に他の人には同じ苦痛を味わってほしくないと、地道に核兵器廃絶を訴えてきた広島・長崎の被爆者をはじめ、平和を切望する多くの人の草の根的な反核運動の結晶に他なりません。

新型コロナウイルス感染拡大が始まる前の2019年11月24日、教皇フランシスコが広島と長崎を訪問して、被爆地から核兵器廃絶を強く訴えられたことが、その後、1年以内に「核兵器禁止条約」批准国・地域を規定数に到達させた一つの推進力になったことも指摘されています。教皇フランシスコは、広島で訴えました。「真理と正義をもって平和を築くとは、人間の間には、知識、徳、才能、物質的資力などの差がしばしば著しく存在するのを認めることです。ですから、自分だけの利益を求め、他者に何かを強いることが正当化されてよいはずはありません。その逆に、差の存在を認めることは、いっそうの責任と敬意の源となるのです」（教皇フランシスコ訪日講話集『すべてのいのちを守るため』36頁）。

人間の間には存在する差を、「差別」へと発展させるのは、人間の利己的な心です。わたしたちは「いっそうの責任と敬意」をもって、弱い立場に置かれた人々の困難や

苦しみを思い起し、「すべての人の善益のために働く責務」を感じて共に歩み、一人ひとりの人権を守るために発言し、行動することが求められます。「平和を実現する人々は、幸いである、その人たちは神の子と呼ばれる」(マタイ5・9)とイエス様は教えてくださいました。イエス様と共に平和を実現していくため、教皇フランシスコが強調された「思い出し、共に歩み、守る」(同上37頁)という倫理的命令を心に響かせましょう。そして、社会の中にはびこってしまう「差別」に立ち向かうため、また、新型コロナウイルス感染症を終息させていくためにも、日常生活の身近な場における草の根的な取り組みを大切にしていきたいと思います。

シリーズ：聖書（いのちのことば）を生きる

## イエスは空気を読まない

奥村 豊（京都教区司祭）

日本国憲法には人権の尊重が記されている。一方でそれは公共の福祉に反しない限り尊重されるとも記されている。つまり、公共の福祉の解釈の仕方でも尊重される人権が制限を受ける可能性がある。いったい誰が公共の福祉を決定できるのだろうか。

イエスの時代に人権思想はなかったであろう。だが、イエスの活動が病の癒しや悪霊追放、権力者との対峙による宣教活動であったことを思い起こすならば、人権感覚をそこに垣間見ると言ってあながち間違いではないと思う。病の癒しは健康の回復と社会復帰の機会を提供しているのだから、生存権の尊重と言っていい。悪霊追放も同様である。律法によって生活の細部まで規定されていた中で、安息日や神殿の運営方針に対して物申す様子はさながら表現の自由の行使に当たるかもしれない。お叱りを覚悟で言ってしまうと、「イエス様どうか空気を読んでください」と言いたくなるほどだ。これはいささかペトロ的反応かもしれない。空気を読まないとうなるか。公共の福祉に反することになりはしないだろうか。公共の福祉を、空気を読むなどという情緒的単語で表すことについてはためらいも感じる一方で、日本においてはこの空気を読むという振る舞いの共有がすなわち公共の福祉にあたるように思えてならないのだ。ひいては法的な規制が働く前に容易に人権を放棄してしまいお互いを監視しようような。

新型コロナ感染症の感染拡大を防止するため様々な規制が要請という形で展開された。強制力はなく、罰則もない形で外出自粛・集会の制限・営業時間の短縮・三密回避・マスク着用などが「お願い」された。お願いを承るのも拒むのも自由なはずなのだが、多くの人がこれらのお願いを忠実に実行しているのである。そして拒んでいる少数者がやり玉にあげられ、事件に発展したりしている。わたしは自分なりに色々調べてみて、今の多くの感染防止対策は誤りだと思っている。過去の感染症や死者に関する政府の統計、SNS や動画サイトの情報、いくつかの医療関係者の書籍などを読み総合的に判断して、インフルエンザではない何らかのウィルスが悪さをしているのだろうとはいっても、強毒なウィルス感染症とは到底いえないという結論に至っている。

にも拘わらず世間が外を普通に歩くのにもマスクを着用しなければという空気を醸し出しているのは決して偶然ではない。二つの必然が生み出している。まずこの空気は明らかにテレビがつくりだしている。1年にわたって同じ番組で同じ外部コメンテーターがレギュラー出演している。そして一向に変化することのないコメントを吐き続けている。それはPCR検査拡充とワクチン接種推進だ。PCR陽性イコール感染ではないことは国会で厚生労働省の役人（佐原康之厚生労働省大臣官房 危機管理・医務技術総括審議官）が答弁している。つまり、感染してもいないのに隔離生活を強いられている人がいるということだ。これは身体の自由の侵害である。今回のワクチンは未だ治験が終了していない実験段階のワクチンだ。しかも世界で初めての遺伝子組み換えワクチンである。そんなものを大量購入して無料で集団接種につなげていく過程には、公共の福祉どころか実に恣意的な意図を感じざるを得ない。すでに死者が出ている。テレビによっては十分な情報は入手できない。知る権利が抑圧されている。もう一つこの空気をつくりだしているのは、誰かがなんとかしてくれるという自分の命に対する投げやりな態度である。そして恐ろしいのは、実際は誰も何もしてくれないということなのだ。いったい誰が「もうマスクは外していいですよ」と言ってくれるだろうか。誰が「はい、もう賑やかに会食していいですよ。集会は解禁です」と言ってくれるだろうか。ワクチン接種が大方済めばと思っているかもしれないが、インフルエンザワクチンでインフルエンザはなくなっただろうか。いい加減空気を読むのはやめたほうがいい。そうでなければ、生きながら死に絶える生活を続けることになる。「すべてのいのちを守る」と言いながら、店がつぶれ職を失う人を見殺しにしているとしたら、社会のためにハンセン病患者を隔離したことの轍を踏むことになる。肝心な時には空気を読まないことが必要なのだ。

Atsuhiko  
La Caca  
by. 9+ka-yume  
Human Rights

3月6日、名古屋入管で  
収容中のスリランカ人  
女性が死亡…

2年前に学生ビザを失い  
不法滞在で収容され…  
体重が20キロ減り、点滴  
を訴えるも認められず…  
支援団体は原因を究明  
する為に…



※入管…出入国在留管理庁

## #70 "入管"では何が!?

ねえ、にゅーかんって、  
色んな事情で故郷の国に  
帰られなくなった人が入  
る所でしょう？

悪い事してないのに、どう  
もらえないの？  
悪い事した人でも  
治療は受けられるのに！

1

"母国に帰れない"事情  
・本国に帰ると差別や迫害  
により生命の危険がある  
・日本で生まれ育った子ども  
にとっては日本が母国  
・日本に家族がいる  
・日本に長年住み、生活の拠点  
etc...

その上、日本では母国で迫  
害されたとか、家族が日本  
にいるなんて事情も関係  
なく入管に強制収容する  
こと自体が問題になって  
るんだ。

3

うーん…まず、  
そういった困ってる人  
を難民として保護する人  
だけど、難民として認定  
することが日本は極端に  
少ないの。

国	認定率	認定数
ドイツ	75.9%	53,973
韓国	29.0%	41,834
フランス	18.1%	30,051
カナダ	55.7%	27,198
英国	46.1%	18,316
日本	0.4%	44

こんなに違うんですか！

2

そんな…  
ひどすぎる…。

そして、収容した外国人に  
対して暴力やセクハラなど  
の虐待も沢山報告されてい  
るし、死亡事件だって毎年  
のように起きているの。

4

▲画像：難民支援協会HPより

# #71 入管法が変わる!?



▲画像：2019年8月21日 朝日新聞デジタル より



# #72 人権無視の国に……



2021. Apr. 2

大正区沖縄タウン学習会が延期に延期が重なりましたが、引き続き学習会を予定しておりますので繋ぎとして安田耕一さんに書いていただきました。

## 沖縄(琉球)と出会うということについて

安田 耕一

### 私にとっての沖縄

大阪・大正区での「沖縄を知るフィールドワーク」が延期された。50年以上も前のことだが、私が中一の時に学習雑誌を通じて沖縄の同世代の少女と出会った。幼い少年と少女は文通という手段で交流を始めた。当時の沖縄は、日本でもアメリカの植民地でもない軍政下という特異な位置にあった。ある時、封書に週刊誌のグラビアが入っていた。そこにはB52戦略爆撃機がまさにベトナムに向けて離陸しようとする機体が写っていた。その威圧感は私でも感じ取れた。9¢(セント)の切手が貼られた航空便だった。早くから政治にめざめていく同世代の少女の姿がとてもまぶしかったのを覚えている。1972年、6年ほどつづいた文通はあっけなく終わったが、たがいが新たな旅立ちをした年だった。沖縄は日本へ「復帰」し、私は部落問題と出会い直す時が訪れた。

### 沖縄と人類館事件の問いかけたもの

1609年からの島津藩の軍事支配と植民地の時代を経て、琉球藩を設置するが、清との関係が続けようという潮流を断ち切るため1879年、明治政府は沖縄県設置を強行した。琉球支配層の抵抗運動はつぶされていったが、旧反体制はつづいた。先島の人頭税が廃止されるのは、1903年のことである。その年「人類館事件」が起こる。沖縄と清国が展示に抗議した。とくに沖縄の場合は、在京の青年(旧王侯士族、支配階層エリート)たちだった。「自分たちはアイヌや台湾の生蛮とは違う」、「同じ日本人」への対応ではないという論調での抗議だった。この人類館事件は、琉球民族が「同化と異化」に揺れ動く象徴的な事件でもあった。

### 屈折したアイデンティティ・文学に描かれた沖縄

その後も同化政策のなかでとくに、沖縄から日本(東京)へとわたったエリート(旧士族)たちは、同化のなかで琉球人として出自を暴かれることへの「怯え」を持っていた。『奥間巡查』(池宮城積宝、1922(大正11)年)は、首里近郊の特殊部落出身(原文のママ)という設定。『滅びゆく琉球女の手記』(久志富佐子(芙沙子))、1932(昭和7)年に琉球人自身が日本時代に生きる琉球人の姿を描いた。また、日本人が書いた『さまよえる琉球人』(広津和郎、1926(大正15)年)も沖縄青年から糾弾された。

『さまよえる琉球人』と『滅びゆく琉球女の手記』は、時代の違いはあるがともに在京の沖縄学生組織から糾弾される。学生組織は、琉球・沖縄の人物や習俗を「旧時代のもの」として理解しており、とくに、久志の作品は、「東京で成功した男がふるさと沖縄に帰る。年老いた母をつれ上京しようにも母の手にハジチがあり、それを恥じて上京することを躊躇させる」という文脈で語られる。ハジチをした女性は「死ぬ迄故郷に置き去られねばならなかった」という。これにたいして、学生たちは過去の「旧王朝時代の陋習」を晒す必要はなく、日本人として生きようとする琉球人の結婚や就職に差し支える、との論陣をはった。久志の連載は、「地球の隅っこに押しやられた民族の嘆きを聞いていただきたい」と副見出しがつけられている。また、糾弾への反論については「文化に毒されない琉球の人間がどんなに純粋かを書いた」と釈明するが、決して謝罪をしていない。だが、久志はこの事件を機に筆を折る。



## 同和教育副読本「にんげん」で問われたこと

72年の「復帰」後、沖縄の青年たちは本土の大学を出て本土の教師になっていった。そこで部落解放運動と出会い大きな刺激をうける。1968年、同和教育の副読本に「沖縄問題」が掲載されることになった。しかし、大阪の県人会は「被差別部落と同列に扱われる」ことに危惧し、「にんげん」への掲載に反対する。沖縄の人たちが多く移り住んだ大正区のクブングァ(窪地の意)では劣悪な環境下で二度の大火に見舞われたが、部落解放運動からの支援を拒否した。日本でまがりなりにも成功した人たちが、沖縄が歩んだ歴史経験から敏感すぎる反応を示した出来事だった。1970年の大阪万博を前にして大阪の被差別部落は「同和对策事業」でスラムクリアランスされていく。海拔ゼロメートルのクブングァも環境改善をされていった。大阪万博とは、日本の負の歴史を消し去ろうとする一大イベントだったといえるだろう。

## 先住民族をめぐる世界の潮流から

2017年、反差別国際運動(IMADR)第29回総会で琉球新報記者の新垣毅さんが、以下の趣旨の講演をした。…沖縄は最近、差別という言葉を使うようになった。…米軍新基地建設をめぐり、膠着状態の沖縄は、「自己決定権」を語る潮流が生まれていると指摘する。「2015年、翁長知事(当時)が国連人権理事会でスピーチを行い、沖縄の自己決定権が侵害されていると訴えた。沖縄でこれらの運動に取り組む人びとの間では、沖縄を先住民族として位置づける意見がある。先住民族として保有している土地の権利が侵害されてきたとする主張ができないだろうか」と。

固定化される日米の軍事支配は、「同じ日本人」への抑圧を不可避としている。「沖縄の本土化」もすすむなか、クブングァがたどった歴史は日本と沖縄の歴史そのもの

といえる。すでにクブングアが存在したことさえ忘れ去られようとしている。その痕跡のなかに、異郷で生きた人たちの姿を見出すことは、日本と沖縄の関係に新たなまなざしを求めると思っている。(了)

- 参考文献: 「差別」の問題を通して考える沖縄 岡本恵徳『教育評論』261号(1971)  
「沖縄で意思もって生きる」毎日新聞(2001年1月12日付)  
「スラムの形成とクリアランスからみた大阪市の戦前・戦後」水内俊雄(2004)  
「沖縄と「本土」との関係性 ―キリスト教伝道からみえる「構造的差別」と「平和」の問題―」池尾 靖志(2014)  
「先住民族差別に決別を」東京新聞(2019年10月6日付)  
食べるための労働・上原こずえ 『福音と世界』2021年2月号

## 第12回対話集会 冬枯れの光景

発題者 谷元昭信さん



2019年10月開催の対話集会記録を部落差別人権活動センターの「人権教育史料」としました。

部落差別の起源から説き起こして、水平的社会連帯を目指すという展望まで提示していただいています。

- I 部落差別の成立と展開にかかわる歴史的概要
- II 部落差別実態の現状と特徴
- III 部落差別の存続根拠
- IV 部落問題克服への課題と展望

(ご希望の方は事務局までご連絡ください)



## 転び(キリシタン)の系譜、出会い直しの「旅」③

深堀安希子（和歌山 紀北教会）

今回は、江戸時代の和歌山のキリシタンについて、前号では紹介しきれなかった三名の人物をご紹介します。

### 【和田六右衛門 ～鬼石村の医者～】

上野国（現・群馬県）にあるキリシタン類族帳によると、一人の和歌山出身のキリシタンの名があるそうです。紀伊国名草郡松江村（現・和歌山市）出身。1608年（9才）に江戸へ出たと思われ、いつキリシタンとなったかは分らないが、1625年（26才）に弾圧を逃れ家族と共に上野国（現・群馬県）緑野郡鬼石村へ移住。桶屋職人から村医者となり、五人の子どもがいた。1656年江戸宗門改役所へ呼ばれて棄教し、同年釈放され鬼石村へ帰村。1662年で病死しました。（1）

——和歌山市の松江付近にはかつて和田浜・和田浦などの地名があったそうですが、この六右衛門さんの「和田」の名の由来となるのでしょうか。9才で江戸に出るためには、親族の都合や誰かの助けが必要だろうと思います。1606年に和歌山に来たフランシスコ会の宣教師は、その前後は江戸で活動しており、北関東はフランシスコ会宣教地でもありますので、何か繋がりがあったのだらうかとも推察します。1613年頃からキリシタンの取り締まりが厳しくなる中、江戸にいた宣教師とキリシタンたちは徐々に潜伏し始め、浅草の車善七の支配地や品川の藤左衛門の支配地を隠れ家としたり、またある人は金山や銅山へと向かったそうです。六右衛門さんの移り住んだ鬼石村も、しばらくは取り締まりの圏外だったものの1656年には次々とキリシタンが捕縛され、牢死した人、棄教して帰村などがいたそうです。故郷を出た六右衛門さんがどのような人生を歩んでいったのか、憶測の域を出ることは出来ませんが、村医者となって生きた六右衛門さんの生涯を通して見えるものもまた興味深く思います。

### 【乗圓和尚 ～キリシタンとして捕えられた和尚さん～】

江戸時代初期の紀州・日高郡の庄屋田端家の文書に一人の「転びキリシタン」の記録があるそうです。美浜町吉原にある松見寺の乗圓和尚は、かつての豊臣秀吉の紀州攻めで荒廃していた浄土真宗の「吉崎道場」（のちの日高御坊の前身）を再興し、真宗松見寺初代住職となりました。しかし1635年に切支丹であることが発覚し捕らえられた後、寺の門徒たちの嘆願により住職に復帰し、天台宗に転じて、天台宗和歌浦雲蓋院の監視下に置かれたということです。（2）

——現在の寺伝では、乗圓和尚さんがキリシタンであったことは忘れられ、涅槃宗であったことになっているそうです。涅槃宗とは安土桃山時代から江戸時代初期に存在し、異端として禁止され天台宗に吸収された仏教の宗派で、住友財閥・住友家の初代住友政友がその僧侶でした。また、住友政友と、義兄 蘇我理右衛門らは、粗銅か

ら銀を分離する「南蛮吹き」という精錬技術を完成したといわれています。銅の精錬技術に関しては、蘇我理右衛門が若い頃に銅吹き（銅精錬）、銅細工の技術を堺で習得したのではないかと推測されているものの、南蛮とのかかわりがあったのか、それがどのようなものだったのかは分かりません。乗圓和尚さんの記録において、キリシタンと同時期に同じく邪宗門とされた涅槃宗との混同が起こったことに理由はあるのでしょうか。寺の門徒たちは何故、和尚さんの復帰を嘆願したのでしょうか。これらのことも憶測の域を出ることができませんが、興味深く考えています。

### 【狩野興甫 狩野興益 ～和歌山藩の絵師～】

和歌山藩の絵師であり、三年間、キリシタンとして江戸・小日向の山屋敷に収容されていた親子がいます。父 興甫は絵師として33年間和歌山藩に仕えました。1636年の日光東照宮造営時や1653年の京都・禁裏の造営、1659年の江戸本丸の造営などにも絵師として務めており、1660年に隠居、1671年に亡くなりました。子 興益は父の跡を継ぎ、和歌山藩士官として藩で働いた後、1705年に亡くなり、和歌山・寺町の蓮心寺に葬られています。この絵師親子が1643～45年までの三年間、江戸のキリシタン山屋敷に収容され、毎日弟子の並河甫雲が食べ物を運んだといわれているそうです。（3）

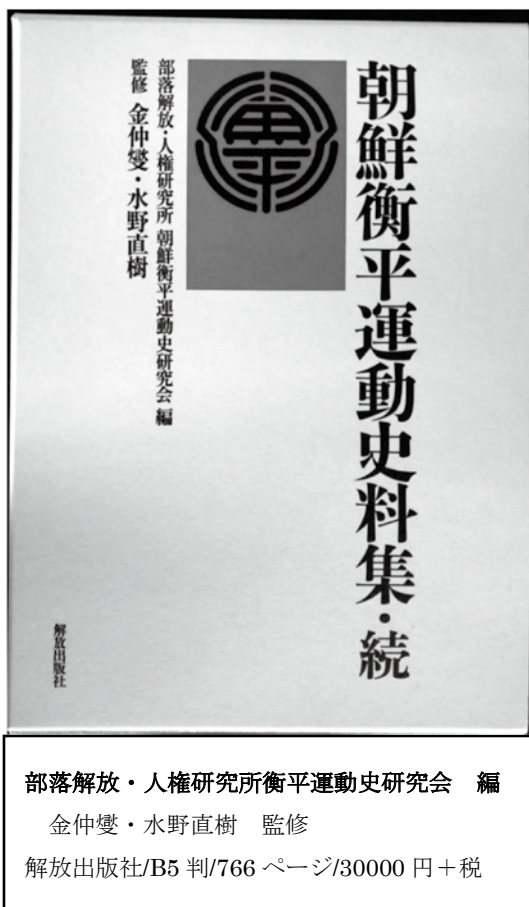
——1640年（寛永17年）、幕府初代宗門改役 井上筑後守は、キリシタンを処刑せずに棄教させることを目的として、全国から多くのキリシタンを江戸へ送らせました。その一連の検挙の中で、和歌山藩からは、藩御用絵師の狩野興甫・興益が送られました。藩から好待遇を受けて活躍した絵師が、三年間キリシタンとして収容されていたことに驚きますが、藩としても働き手を失いたくはなく“見て見ぬ振り”の状態はよくあったことなのかもしれません。また、興甫の義父にあたる狩野道味という絵師がおり、京都のフランシスコ会の信徒として名前があるそうです。彼を中心に四人の絵描き集団がいてフランシスコ会と関係があり、道味自身の晩年は不明なものマニラに渡る計画を持っていたということです。（4）彼らの絵を機会あれば眺めてみようと思います。当時の息づく様相がどこかに垣間見えるかもしれないですね。

今回、紹介した3人は、どの人も信仰を守り通した“殉教者”ではありません。しかし、記録上の棄教者たちが、その地で交わって生きた姿もまた興味深く思います。そのような一人ひとりに出会う度、後世の私たちが殉教者と棄教者（転びキリシタン）という区別をすることにより“棄教者”とされた人々への眼差しが希薄になってしまうのはもったいないことだと思ふようになりました。信仰とは誰か一人の“良い模範者”によって成るものではありません。そこに暮らす人々、**外国にルーツを持つ人々と、被差別の人々、キリシタンであれば転んだ人々や匿っただけの人など、あらゆるところにある信仰、文化的なもの、歴史を大切にしていきたい**と思います。これからも、各地でご当地の歴史が掘り起こされ、福音的な出会いや人間の温かさが伝わりますように願っています。

<参考文献>

- (1) 『武州渡瀬村隠れキリシタン』『北関東の武州渡瀬と上州鬼石のキリシタンたち』・・・さいたま教区の神父、信徒の方より資料提供、ご教授いただきました。御礼申し上げます。
- (2) 『日高町誌』1977年刊
- (3) 和歌山県立博物館編『紀伊狩野家の絵-収蔵品を中心に-』2003年、高木一雄『江戸キリシタン山屋敷』2002年
- (4) H. チークリス「ペドロ狩野事件の資料」、福永重樹「「聖フランシスコ・ザビエル像」に就いての考察」(『キリシタン研究14』1972年)

『朝鮮衡平運動史料集』・続



衡平運動の全体像解明へ

一史料集続編が刊行

割石 忠典

(朝鮮衡平運動史研究会事務局長)

朝鮮衡平社は1923年4月に慶尚南道  
晋州で創設された。

衡平社は、被差別民である旧「白丁」にたいする差別撤廃と身分解放を目的とした活動をすることで、すべての人が差別されることのない平等な社会の構築をめざした。「衡平社主旨」は「公平は社会の根本であり、愛情は人類の本領である」との書き出しからはじまる。その後、衡平社は1935年に大同社と改称。

既刊の『朝鮮衡平運動史料集』(2016年)は、衡平運動を監視していた警察の報告文章を中心に編纂したものであったが、続編である本史料集は第一部を「衡平運動の諸相」、第二部を「衡平青年前

「衡平同盟事件」史料」として、400点以上の史料で衡平運動の実態を明らかにしている。

第一部では、(1) 衡平運動の概況、(2) 機関誌『正進』創刊号、(3) 新聞記事にみる衡平運動、(4) 朝鮮語雑誌にみる衡平運動、(5) 日本で語られた衡平運動、(6) 水平運動との交流、(7) 「白丁」の生活と差別—の項目で、それぞれていねいな「解題」が書かれている。

植民地期朝鮮で衡平社がどのような運動をしてきたのかを、ここに収録された新聞記事や雑誌などにより知ることができる。また、衡平社と水平社の交流についても記されている。さらに、衡平運動の歴史的意義を考えるうえで不可欠な「白丁」の歴史や生活状況、また衡平運動や旧「白丁」にたいする植民地権力の認識を示す史料も収録している。

第二部では、「衡平青年前衛同盟」という団体を結成したとして、1933年に100人以上の衡平社員が大量検挙された「衡平青年前衛同盟事件」の裁判関係史料を収録している。この事件は、衡平運動の活動家たちを弾圧するために仕組まれ、事件そのものが権力によって捏造されたものである。これらの史料は現在、韓国の国家記録院と国史編纂委員会が保管している。

収録された光州警察署による38人の「被疑者尋問調書」は、貴重なものである。この「調書」により活動家の年齢・職業・生活状況・交際人物などを知ることが可能となった。この「調書」から衡平運動と水平運動との具体的な交流の姿も見えてきた。

本史料集は、植民地朝鮮で衡平運動が、どのような困難な状況でとりくまれたかを示している。朝鮮では1945年以降、衡平運動として再出発はしていない。しかし、衡平運動を担った人びとが、1950年代後半にも交流を続けていたことが明らかにされてきている。

韓国では旧「白丁」にたいする認識はどのように変化してきたのであろうか。これから明らかにしていきたい課題の一つである。

本史料集は、日本と韓国の研究者による共同研究の成果である。2年後の2023年は衡平社創立100年にあたる。2冊の史料集は、衡平運動の全体像やその歴史的意義を解明するうえで欠かすことができない基礎文献といえる。

(解放新聞 2021年3月15日号より転載)